

日本赤十字九州国際看護大学
学生、教職員 各位

新型コロナウイルス感染症防止のための今後の本学の行動指針について

福岡県では、緊急事態措置を実施すべき地域から9月30日をもって解除されて以降、感染の再拡大を防ぐため福岡コロナ警報に移行し、10月1日以降も2週間をめぐりに飲食店の営業時間短縮要請やイベントなど一定の制限を設けるなど必要な措置が継続されてきました。現在の福岡県の感染状況や病床の使用状況は、9月30日時点と比較し一段と改善され、福岡コロナ警報の3つの指標はすべて基準を下回っており、国の分科会が示す判断指標も感染経路不明割合を除いてすべてステージⅡ相当以下に改善しています。このような状況を受け、福岡コロナ警報は10月14日をもって解除されることとなりました。

解除に伴い本学の行動指針を10月15日から「1.5 一部制限」に引き下げます。

現在、感染は収束に向かっていますが、今後再拡大により外出の自粛などの厳しい措置が実施されることがないように、社会全体で感染の再拡大防止を図る必要があります。感染予防及び感染拡大防止を図るため、「**三つの密を徹底的に避ける**」「**マスクの着用**」「**手洗いなどの手指衛生**」「**人と人との距離の確保**」等の**基本的な感染防止対策の徹底、健康管理の徹底**など、各行動について学生・教職員に周知します。

新規陽性者の傾向として、若い世代の感染拡大、会食や課外活動による感染・クラスターの発生、家族間の感染があります。**新型コロナワクチンを接種したとしても、日常生活において感染者と濃厚接触している可能性や、知らぬ間に感染している可能性があることを意識し、皆さまには、あらためて厳重な感染防止に努めるよう、注意喚起します。**

1. 各行動について

(1) 学生の大学構内立ち入り

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、大学構内への立ち入りを可とします。ただし、できるだけ立ち入りを少なくするようお願いします。

(2) 授業

11月より原則として面接授業とします。詳細につきましては後日お知らせします。

なお、オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な場合は、引き続き事前予約制とします。 ※問い合わせ先：学務課へ電話（0940-35-7047）

(3) 学生の課外活動

① 感染拡大防止への最大限の配慮を各学生（団体）に求めたうえで、感染防止対策マニュアル作成と活動計画を提出し許可された団体に限り課外活動を許可します。

ただし、飲食を伴う会合、宿泊を伴う合宿・遠征等の行事に該当する場合は除きます。

なお、課外活動を再開する場合は、予め感染予防策の概要を整理し、顧問の確認を受け、学生支援係（当面の間）に提出してください。

- ② 課外活動施設の使用については、使用前後の手洗い、使用中の身体的距離の確保等、基本的対策を行うことを前提とし、使用可とします。ただし、学生棟のサークル室等の使用は、3つの密の原因となるリスクが高いことから、物品の搬出入などの一時的な立ち入り以外は使用不可とするので注意してください。
- ③ アルバイトに就労する場合は、アルバイト先が「[業種別感染予防ガイドライン](#)（リンク先を参照）」に基づいた対応がされているか確認（業界団体が発行するステッカーや福岡県が発行する感染防止宣言ステッカー、感染防止認証マークの確認など）し、自らも感染予防対策を十分に行うこと。
ただし、臨地実習に係る感染防止対策については、臨地実習要項に基づくこと。

（４） 教職員の勤務体制

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動の状況を踏まえ、業務上支障がないと判断される場合は時差出勤、在宅勤務を行うことができます。
委員会の開催方法については、審議事項等に応じ各委員会に一任します。

（５） その他

以下のことを厳守ください。また、ご家族や同居されている方とも共有ください。

- ① 感染の疑い、濃厚接触の疑いがある場合、あるいは同居人に同様の疑いがある場合は、最寄りの受診・相談センターに問い合わせてください。また、咳や発熱などの症状がある場合は医療機関へ電話連絡してください。
その後、速やかに大学 (jrchoken@jrckicn.ac.jp) に連絡ください。
- ② 外出にあたっては、自ら基本的な感染防止対策（三つの三つの回避、マスクの着用、手指衛生等）を徹底したうえで、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して、混雑していない時間と場所を選ぶこと。
特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を避けること。
- ③ 都道府県をまたぐ出張については、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるなど、その地域の感染状況を十分に踏まえ、出張は慎重に行うこと。
なお、出張の際も、感染防止策を徹底すること
- ④ 集団での旅行、宿泊は原則自粛すること。
- ⑤ 海外渡航については、外務省の感染症危険情報に基づき判断し、必ず事前に申請・届を提出すること。
- ⑥ **臨地実習に係る感染防止対策については、臨地実習要項及び各実習の指導に基づくこと。**
- ⑦ マスクを外した状態では、他者との近距離での会話や食事は行わないこと。
特に、飲食時について、会話を控え、飲食後の会話はマスク着用を厳守すること。**(黙食の徹底)**
- ⑧ 健康管理表または健康管理アプリ（健康日記）による自己管理を徹底し、健康管理表の身体症状に該当する症状がある場合は登校・出勤しないこと。
- ⑨ 公共交通機関を利用する場合は、移動にかかる時間を可能な限り短縮し、常にマスクを着用し、緊急時以外での会話はしないこと。